

2016くらしのサポーター通信

電力の小売全面自由化が始まります！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

・電力の小売全面自由化が始まります！

・家庭用電気マッサージ器による危害

□ お知らせ

□ くらしのコラム

消費者行政を知ろう
～入浴死も消費者の領分～

これまで、家庭で使う電気は、各地域の特定の電力会社からしか購入できませんでした。平成28年4月1日以降は、電力の小売が全面的に自由化されるため、消費者は電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

電力の小売全面自由化を控え、消費生活センターには、電力自由化に関連する相談が寄せられています。電力自由化についてよく理解して、便乗したトラブルから身を守りましょう。

1 電力自由化について よくある質問

①電力会社を変えるには、どうすればよいのでしょうか？

電力会社の切替を希望される場合は、切替先の電力会社にご連絡下さい。切替に要する期間は、

①スマートメーター※への取替工事が必要となる場合は、2週間程度

②取替工事が不要である場合は、4日程度

です。※通信機能を有し、遠隔での検針等が可能となる新しい電力量計です。

②電力会社を変えると新たに電線を引かなければならないのでしょうか？ また、停電がたくさん起こるようになってしまう恐れはないのでしょうか？

今ある送配電網を使うので新たに電線を引く必要はなく、電気そのものの品質や信頼性（停電の可能性など）は、どの会社から電気を買っても同じです。契約した電力会社が電気を調達できなかった場合でも、送配電網を管理する会社がその分を補給するので、ただちに電気の供給が止まることはありません。

③契約した電力会社が倒産したら電気の供給は止まってしまいますか？

別の電力会社を選択して供給をしてもらうこともできますし、現在供給している電力会社が最後は電気の供給を義務付けられているので、ただちに電気の供給が止まることはありません。

④私の住んでいる地域で、新たに電気を買うことができるようになる会社を教えてください。

国の登録を受けた会社の一覧が資源エネルギー庁のホームページに掲載されており、各社の供給予定区域の情報も掲載されています。



⑤2016年(平成28年)4月まで何もしないと、電気の供給は止まってしまうのでしょうか?

現在、供給を受けている電力会社から引き続き、今までどおり電気が供給されます。

電力小売自由化についてのお問い合わせは

0570-028-555

電話受付時間 9:00~18:00
(土日祝日、年末年始を除く)

詳しくは

エネ庁 電力小売自由化

検索



http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/

2 相談事例

【事例1】知らない電力会社から「電気を安くできる」と電話があったが、本当か

昨日、知らない電力会社Aを名乗る人物から電話があった。「電力の自由化に伴い、電力会社Aと契約すれば電気を安く提供できる」と言う。「数日後に訪問するので話を聞いてほしい」と言われて了承したが、自宅に上がり込んで設備を確認することだったので、電話を切った後で不安になった。電力会社Aの名前は初めて聞いたが信用できるだろうか。会社の電話番号を聞き忘れたので連絡が取れない。

【事例2】電力自由化前に太陽光発電システムを設置し売電すれば儲かると電話があった

5日前「来年4月に電力料金が自由化になる。その前に太陽光発電システムを設置し、電気を売電すれば儲かる」という電話があり、話だけなら聞いても良いと返答し、昨日自宅で業者の説明を聞いた。設置費用はローン手数料込みで総額が200万円で、ローンを組むと月々1万円の支払いで済むとのことだった。しかし、説明通りの売電金額が約束されている訳でもなく、年金暮らしの自分がこれからローンを抱えることも不安であり契約しなかった。このような相談は寄せられているか。

3 アドバイス

(1) 「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気をつけ、自分で電力の小売自由化に関する情報を収集しましょう。また、小売電気事業者は登録制になっています。登録されている事業者か確認し、また自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかも確認しましょう。

電力の小売自由化の制度や小売電気事業者が登録しているか等についての問い合わせは経済産業省の専用ダイヤル(0570-028-555)に、小売契約の締結に当たってのトラブルについての問い合わせは同省の電力取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)に相談できます。

(2) 「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、契約期間が長期なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。

(3) 電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの契約をはじめ、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。電力の小売自由化と直接関係のない契約については、その必要性についてよく考えましょう。

家庭用電気マッサージ器による危害

- 体調を改善するつもりが悪化することも！特に高齢者は注意が必要 -

全国の消費生活センターには、電気マッサージ器に関して、「電器店でマッサージ器を買って3日目に圧迫骨折した」「フットマッサージ器を使用していたところ、太ももが内出血した」といった危害に関する相談が寄せられており、増加傾向にあります。体の疲れを癒すための家庭用電気マッサージ器ですが、大きな事故につながる可能性があります。

1 相談事例

【事例1】8日間連続で使ったところ背骨が摩耗（マッサージチェア）

腰痛持ちで腰によいと宣伝のマッサージチェアを家電量販店で購入した。1日に1、2回、初期設定のまま8日間、全身に使用したところ腰が痛くなり、診察を受けた整形外科で、もともと骨が脆もろくなっているのにマッサージ器で背骨をぐるぐる擦ったため骨が削れている、逆効果だと言われた。手術もできないため、骨が固まるまで入院して寝たきりとなった。取扱説明書には特に注意事項はないが、別の小さな紙に「腰が痛い場合は気を付けてください」と書かれていた。年寄りが買いに行っているのに、購入時に何の注意事項もなかった。（80歳代、女性）

【事例2】挟まれて肋骨骨折（マッサージチェア）

TV通販でマッサージチェアを買い、使用したところ背中を押圧アームが長く、挟まれて逃げることができず、ひどく締め付けられた。医師に診てもらったところ、肋骨が3本折れているとの診断を受け、45日間入院した。（70歳代、男性）

【事例3】使用中に痛みを感じたが操作がわからず中止できなかった（フットマッサージャー）

通販の最新カタログを見て、85歳の義母へのプレゼントとしてフットマッサージ器を注文した。義母が使用したところ、強く締め付けられて痛みを感じ、途中で止めたいと思ったが、操作方法が分からずそのまま15分間（ワンセット）続けたようだ。義母の脚は病院に行くほどではないが、腫れ上がり、これ以上、継続使用はできない。（80歳代、女性）

2 消費者へのアドバイス

●血栓症、動脈瘤、皮膚炎、皮膚感染症など、家庭用電気マッサージ器の使用が禁止されている疾病等があります。**治療中の疾病等がある場合は、使用できるか購入や使う前に販売店や医師に確認しましょう。**

●いきなり強い刺激から始まったり、とっさに停止したいと思っても操作方法が分からなかったという事例が見られます。**必ず取扱説明書を読み、機器の操作方法を知っておきましょう。**

●電源を入れた状態のまま作動させると中程度の刺激で動き始める機器があります。また、購入後、数ヶ月使い慣れた機器でも事故が発生しています。**使うときや体験する際には、まず弱い刺激から使しましょう。**

●家庭用電気マッサージ器の使用中に異常や危険を感じた時は、直ちに使用を中止しましょう。すぐに停止できるよう必ずリモコンを手につく又は手の届く範囲に置いておきましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

くらしのコラム

消費者行政を知ろう ～入浴死も消費者の領分～

サポーター通信にあり、1月22日の夕刊を読み驚いたのは「高齢者 入浴事故死に注意」の記事である。注意を呼び掛けているのが消費者庁だったからである。健康関係は厚労省と思っていたのだ。

消費者庁が出来たこと、国民生活センターがあることも十分知っていた。地方移転に昔も国民生活センターは話題にあがったことも。だが、消費者行政のテリトリーに入浴死まであるとは、記事を読んで知った。

徳島県では、多くの県民が消費者運動に関心を持っている。小さな活動かも知れないが、「阿波の助っ人」だって頑張っている。県では、消費者庁や国民生活センターの受け入れ準備を進めている。くらしのサポーターも協力出来るはずである。

くらしのサポーター 三原茂雄

お知らせ

消費者問題県民大会を開催します

消費生活に関する知識と理解を深め、「自立した消費者」となっていたいただくため、「消費者問題県民大会」を開催します。

1 主催

徳島県・特定非営利活動法人徳島県消費者協会

2 開催日時・場所

日時：平成28年3月13日（日）14：00～16：30

場所：ザ・グランドパレス 4階 「オークルーム」

（徳島市寺島本町西1-60-1）

3 内容

- ・「くらしのサポーター」活動功労者表彰式
- ・「消費生活コーディネーター」活動功労者表彰式・認定式
- ・「つながるエシカル消費」啓発の取組み（城西高校生）
- ・「街角コンシューマーカフェ」の取組み

四国大学短期大学部准教授 加渡 いづみ 氏

- ・講演「地域連携」で消費者被害を防止しよう！

弁護士 池本 誠司 氏

入場無料・要事前申込み 同封の申込書に記入の上、メール又はファックスでお申し込みください。お電話でもお申し込みいただけます。



くらしのサポーター担当者より
消費者問題県民大会を3月13日（日）に開催します。

今年は、弁護士の池本誠司先生に「『地域連携』で消費者被害を防止しよう!」と題して御講演いただきます。併せて、くらしのサポーター、消費生活コーディネーターの表彰式、認定式、城西高校生、四国大学准教授 加渡いづみ氏による取組発表も行います。

御近所、お誘いあわせの上、ぜひ御参加ください。